

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）は、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に大きく貢献しているが、令和3年3月末で終了する予定となっている。

免税軽油制度は、道路を走行しない機械等に使用される軽油について、軽油引取税を免除する制度であり、本県の基幹産業である農林水産業における作業用機械はもとより、船舶や鉄道、インフラ整備を支える建設機械など、幅広い事業の動力源等に使用される軽油が免税対象となっている。

スキー場産業では、ゲレンデ整備車や降雪機等の燃料に用いる軽油が免税となっており、この制度が終了することとなれば、事業者は大きな負担を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、スキーやスノーボード等を中心とする冬季における観光産業のみならず、地域経済全体にも大きな影響が及ぶことが懸念される。

よって、国においては、令和3年4月以降も免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

秋田県議会議長 加藤 鉦一

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	高市早苗	様
財務大臣	麻生太郎	様
国土交通大臣	赤羽一嘉	様